

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0922 秋田市旭北栄町1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

「 !! 暴力団対策 !! 」

「全国における最近の暴力団対策の推進状況について」

○ 暴力団等の預金口座解約(59行・1300件)

金融機関の調査によると、全国の銀行120行のうち少なくとも59行が、暴力団等反社会的勢力の預金口座について、暴力団排除条項を遡って適用して解約を行い、解約件数は今年5月末で約1300件に上っている。

昨年7月、暴力団排除条項に基づく口座解約を有効とした福岡地裁判決が最高裁で確定したことが追い風になっていると思われる。

暴力団排除条項とは、契約定款に暴力団等反社会的勢力と契約を結ばないことを盛り込んだ規程で、相手が隠していた場合は契約を解除でき、現在は幅広い業種で導入されている。

判例は、

反社会的勢力による預金口座不正利用は社会にとって大きな脅威である

一度不正利用されれば看過しがたい被害が生じる

として、遡って解約することを有効とした。

2018.9.4 Yahoo ニュース

○ 暴力団の入店禁止”暴排標章店”2年ぶり微増

暴力団組員の飲食店への入店を禁止する福岡県の「暴排標章」制度について、北九州地区の昨年末の掲示率が56%と前年同期比で1ポイント増え、2年ぶりに増えたことが分かった。

12年8月から標章を掲示した飲食店関係者が特定危険指定暴力団工藤会に襲撃される事件が続き、掲示率が急落したが、14年9月に工藤会トップを逮捕するなど、「壊滅作戦」から間もなく4年目を迎える前に好転の兆しが現れている。

県内4地区の繁華街を「暴力団排除特別強化地域」に指定し、組員が標章を無視して入店すれば中止命令を発出し、従わない場合は50万円以下の罰金が科せられる。

2018.9.6 Yahoo ニュース

反社勢力及び悪質クレーマーに対する対応要領 ⑨

(7) 慎重な言葉の選択

- 言葉遣いは丁寧に、揚げ足を取られないように応答する
- 相手に期待を抱かせるような曖昧な言葉は避ける



- ※ 不当な要求に対し、「結構です」などと、受取方によってはどちらとも取られる言葉は使わない
- ※ 「前向きに検討します」などと、相手に期待を抱かせるような曖昧な言い方はしない
- ※ 意思を明確に示し、不当な要求は「ご要望にお応えすることはできません」「お断りします」などとはっきり断る

対応例

- ☆ 大声で怒鳴り散らすなど、威嚇してきた場合
反社～「どうしてくれるんだ！」等
対応～「そのように大声を出さなくても聞こえています」
「これ以上、大声を出されますと対応ができません」
※ 冷静な態度で聞く耳を持っているという意味を相手に示す
- ☆ 適切な言葉
「この度のことで、不快な念を抱かれたのであればお詫びいたします」
「お客様がご気分を害されたということであれば申し訳ございません」
「他のお客様に対しても同じように対応させていただいています」
「会社の方針ですのでご理解願います」
- ☆ 不適切な言葉
「それは止めてください」「困ります」「ご勘弁ください」等、譲歩した言動はしない
「でも・・・」「だって・・・」「ですから・・・」などの言い訳がましい言動にも注意する

